制度の実態と課題

- 「選択的移民受入れ」という概念の導入

英国政府は2005年2月、従来 80種類にも及んでいた受入れのスキ ームを改変し、これまでその時々の ニーズに応じて策定し複雑化してい た移民政策を一つの体系に整理する た移民政策を一つの体系に整理する た移民政策を一つの体系に整理する た移民政策を一つの体系に整理する というコンセプトである。

◆移民政策の変遷

まず、これまでの移民政策の流れを概観してみよう。英国における大 と概観してみよう。英国における大 とででである。1870年から19 にさかのぼる。1870年から19 14年にかけては、東欧系ユダヤ人 の大量流入に伴い、外国人法(19 14年)、外国人制限法(1919年)

> 出身の移民に対しては、特段の制限 働力不足を補っていたと言える。し 動的に付与され、実質的に国内の労 としての居住および労働の権利が自 が加えられることもなく、英国市民 という結果を招いた。当時、 タン)からの移民が大量に流入する 後の経済成長期において新英連邦諸 ている。このため、第二次世界大戦 連邦からの移民は法律の適用を免れ Subject)という法的身分にある英国 外国人であり、英国臣民(British る外国人労働者に対する感情的反発 ヒルで発生した人種暴動を契機とす かし、1958年8月ノッティング らの法律が対象としたのはあくまで (西インド諸島、インド、 英連邦

> > ていく。1962年、政府は英連邦 の入国に対して制限を課す措置を講 じた。その後の法改正は一貫して移 民の受入れを厳しく制限するもので

1971年に制定された移民法ではパトリアル(patrial)という概念はパトリアル(patrial)という概念は、その血が導入された。この概念は、その血が導入された。この概念は、その血を獲得することができるというもの。を獲得することができるというもの。の概念の導入により、パトリアルこの概念の導入により、パトリアルこの概念の導入により、パトリアルは対の人は労働許可を有しない限り以外の人は労働許可を有しない限りは法律上原則移民禁止の国となる。

●労働政策研究・研修機構国際研究部

天瀬 光二

あませ・みつじ

り現職。 1995年より在香港日本国総領事 1995年より在香港日本国総領事

(2007) JILPT (共著) 他 受入れ制度と社会統合』(2006) JILPT (共著)、『アジアにおける外国人労働者受入れ制度と実態』

◆労働党の移民政策

法改正に関する進展はほとんど見ら97年の労働党政権誕生まで、移民1981年の国籍法制定から19

対しても入国制限の必要性が高まっの広がりを受けて、新英連邦諸国に

国が移民管理の抜け穴となっている

籍法では、家族呼び寄せ等による入

って寛大な移民体制の導入を強いら 特に熟練専門職への膨大な需要によ 調を変えていった。政府は労働者 需要が英国における移民に関する論 野にも深刻な労働力不足を引き起こ 業や農作業などの熟練を要しない分 おける技術者不足のみならず、 の労働市場に、ITなど専門分野に 成長の持続と失業率の低下は、 れることとなる。 した。強力な経済及び根強い労働力 しかし、近年における経済 英国

少が起きることは避けられない。こ せがなされない限り、 の少子高齢化が始まっていた。大幅 西ヨーロッパのほとんどの国で人口 と激化するであろうことは明白であ 処しようとするにつれて恐らく一段 進工業国が人口問題という課題に対 らは為された。この競争は世界の先 だけではないという主張が経済界か 英国に不足しているのは熟練労働力 ていることを実感し始めた。さらに、 はそろって英国が熟練労働者を求め な移民による少子高齢化の埋め合わ った。現実に、アイルランドを除き、 る世界市場の激しい競争にさらされ 経済界及びジャーナリズム 重大な人口減

> 対する新しいアプローチにシフトし となる。 こに管理移住政策が開始されること 外国人労働者受入れ制度を導入、こ つ労働党政府は2001年、 来保守党とは異なるニュアンスを持 ていった。移民政策に関しては、 新たな

> > 況を生んでしまう結果となった。こ の外国人が滞留してしまうという状 かない。政策意図とは反して、 政策は実はどの国もあまりうまくい

の理由としては、その時の送り出し

あ

動き ▼欧州における移民政策の

目覚しく向上し、 半になると欧州の人々の生活水準は する側であった。1960年代まで 戦後の復興期を経て経済が回復し 共通点が見てとれる。1960年代 れた政策を並べてみるといくつかの が起こった。この後欧州各国でとら 植民地から宗主国へ、逆方向の移動 が続々と独立していき、かつての旧 な移民の流出は終わりを告げる。こ 欧州を離れている。しかし20世紀後 は何百万という人が経済的理由から ど移民を受入れる側というより排出 及してみたい。実は過去200年と の移民政策をめぐる動きについて言 いうスパンで見ると、欧州はほとん 領を境に欧州の植民地だった国 ここで少し視点を引き、 欧州からの大規模 欧州全体

> 外国人への門戸を閉ざす政策へと転 に入り世界はオイルショックに見舞 国人労働者、それも単純労働力の導 であった。ところが、この二つ目の 付きで受け入れた今国内にいる外国 ということ、そしてもう一つは期限 つは新たな外国人の流入を禁止する 換することになる。ここでこの政策 われ、これを契機に一転して各国は 入を試みる。ところが1970年代 人を母国に返してしまうというもの 転換は二つの側面を持っていた。

政策の場合こうしたリスクはいつも れなかった(モノと違いヒトを扱う るいは移民返還政策が厳格に適用さ 国の経済状況が非常に悪かった、

《図表1》外国人の労働人口比

	2001	2002	2003	2004	
全労働人口 (千人)	28,029	28,228	28,539	27,747	
外国人労働 人口(千人)	1,229	1,303	1,396	1,445	
外国人労働 人口比(%)	4.38	4.62	4.89	5.21	

出所:英国内務省

外国人労働者は一貫して増加

うした背景もあって、

英国は移民に

ったイタリアを除き概ねどの国も外 この時まだ労働者の送り出し国であ

> することになる。そして英国ももち ろんこの例外ではなかった。 ・現在の外国人労働市場

現在の社会統合問題の根っこを形成

次第にその数が膨らんでいき、

人労働者が自分たちの家族を呼び寄 れる。そしてこうして滞留した外国 つきまとうわけだが)などがあげら

2001年現在で外国生まれの人口 6万人である。内務省資料によれば、 は2004年現在で4・9%、28 総労働力人口の減少傾向が見られる 外国人の労働力人口は144万5千 で欧州第3位となっている。一方 12・5%、フランス10・0%に次い ルグのような小国を除くと、ドイツ が占める比率はスイスやルクセンブ 英国の人口に占める外国人の割合 全労働力人口の5・21%であり

ている (図表1参照)。

値の倍以上となっている れられたが、これは2004年の数 約1万7600人の移住者が受け入 である。「高度技能移民プログラム」 国政府も高度人材の獲得には積極的 4年の約8万9500人に比較して ほとんど変化が見られない(200 籍者に対する労働許可発給件数には 明書が発行された。他方、第三国国 からの42万7千人の労働者に登録証 2006年6月までに、これらの国 うスキームによって管理されている。 の労働者は「労働者登録計画」とい を開放した国の一つである。これら 労働者に対してほぼ完全に労働市場 州諸国とは対照的に、東欧圏からの とである。2004年5月の第5次 国からの移入労働者が占めているこ から25%減少した約3万件であった。 ており、2005年の申請数は04年 2005年が約8万6000人)。ま EU拡大時、英国は他の大部分の欧 入のかなりの部分を新しいEU加盟 (Highly Skilled Migrant Programme 最近の傾向として顕著なのが、流 ただし、他の欧州諸国と同様、 HSMP) の元で、 難民受入れ数も減少傾向が続い 非EU諸国から 英

▼最近の制度改正

我々の経済にとって欠く事ができな うに述べている。すなわち、「移民は 発表した。ここで内務大臣は次のよ 複雑化していた移民政策を一つの体 れのスキームは80種類にも及んでい 況を反映して刻々と変わる。 その時々の政治状況、経済・社会状 ととなった(図表2参照)。 5段階の技能レベルに分類されるこ を提示した。この新規計画で移民は 連携を図った総合的な入国管理計画 難民の受け入れと国境管理強化との 上の義務である」と述べて、移民 れてくる人を守ることは我々の道徳 系に整理する入国管理5カ年計画を でその時々のニーズに応じて策定し た。政府は2005年2月、これま 英国の制度は大変複雑であり、 い。さらに、本当に死や迫害から逃 外国人労働者を受け入れる制度は、 。従来の 受入

第1層と第2層の入国者については、現在の高度技能移民プログラムは、現在の高度技能移民プログラムは、現在の高度技能移民プログラムは、現在の高度技能移民プログラムは、現在の場合、語学試験と市民試験に合格することが必要である。従来は4年間の就労後に定住権の申請を可能と

定住化受入れが厳しくなったと理解定住化受入れが厳しくなったと理解定は化受入れが厳しくなったと理解定るよりも、EU諸国間との関係からの文脈で理解されるべきであろう。 EU諸国間では、定住化の統一基準作りに向けて合意形成中だからである。定住権を取得するためには、就る。定住権を取得するためには、就る。定住権を取得するためには、就る。定住権を取得するためには、就る。定住権を取得するためには、就力が関係と英国文化・慣習などに関語がある。

層の技能労働者と比較して非常に不 かどうかについては、 特に次のように触れられている。す 限の切れた段階で出国しなければな の低技能者については、報告書中で におかれているからだ。この第3層 みを選んで移民とする、という部分 は受入れない、国の利益になる人の も、この計画の眼目が低熟練労働者 [Home Office,2005]と題された理由 入れ (Selective Admission)』 説明した文書の題目が では強調された。この5カ年計画を らないよう帰国担保事項も今回改正 (の導入)が経済的に便益をもたらす 他方、低熟練労働者はヴィザの期 「低熟練、低賃金移民労働者 第1層、 『選択的受け 第 2

> 透明である。短期的にはたとえば果 実生産、ホテル・レストラン、食品 加工業種などの例を取り上げれば、 雇用主、業種、消費者にとっては経 済的な利益を生むであろう。」[Home Office,2005: 22]とされている。

▶不法就労者の取締りを強

2005年6月、移民・難民・国 籍法案(Immigration, Asylum & Nationality Bill)が公表された。こ Nationality Bill)が公表された。こ れは5カ年計画と車の両輪を形成す るもので、前者が移民受入れを選択 あに促進する内容であるのに対し、 ここでは不法就労者の阻止のために 国境警備の強化と不法就労対策がそ の内容である。

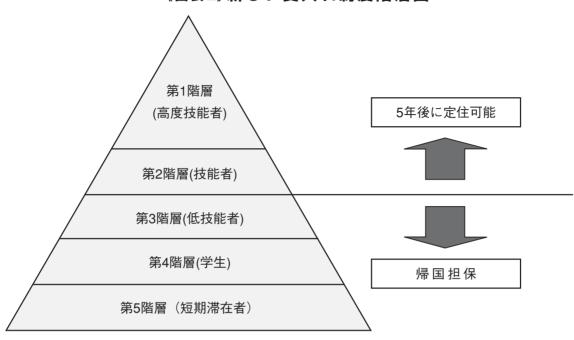
一電子プログラムを利用した国境警備の強化。警察、入管、税関は旅客・乗員・貨物等に関する情報提供客・乗員・貨物等に関する情報提供を要請する権限を持つ(テロ対策を念頭に置いている)。

制限する(家族呼び寄せの制限)。一労働者の家族の来訪先を近親者に

雇用主に2000ポンドの罰金を課

不法就労者を一人雇用するごとに、

《図表2》新しい受入れ制度階層図



- *第2階層(Second Tier:「求人のある技能移民|(Skilled Migrant with Job Offer) は、現行の労働許可証 (Work Permit) 制度を代替するもの。
- *第2階層の運用は2008年第3四半期(9月頃)から開始される予定。

率 は 11 賃金などは全般的に低い。特にパキ と比較した場合、 エスニックマイノリティ平均の失業 英国全体の失業率4・4%に対して ・3%であり、 非白人の雇用率 白人の英国人

が混在する日常は、現在の英国では ンのダブルデッカー 公共の場所でスカーフを巻いていて は異なり、 見慣れたものとなった。フランスと なる人種、 移民と関わりこれに接してきた。 も非難の対象とはならない。ロンド 英国の移民受入れは長い歴史を持 政策の有無にかかわらず社会は 例えばイスラムの女性が 異なる文化、 (二階建バス) 異なる宗教

政策か多文化共存政策かという二元

を投げかけた。一部報道は社会同化 の暴動は欧州の社会統合政策に疑問

向の力が加わり始めたことは否めな が、 動などに眉を顰める人は少なくない 評価はそれほど単純にはいかない。 的な議論を展開したが、 る緩和政策のベクトルに、 てきた一連の移民及び移住者に対す い。事件後の煽情的なマスコミ報道、 た連続地下鉄爆破事件が記憶に新し 英国においてはロンドンを震撼させ 部ナショナリストらの極右的な言 労働党政権下において進められ 社会統合の 異なる方

国人若年層の失業率の上昇は社会の 失業率はさらに上昇する。これら外 較するとエスニックマイノリティの 11・6%と高く、 人 は 14 1 スタン系は16・1%、 % カリブ海系黒人は 16歳から24歳で比 アフリカ系黒

▼今後の課題

この一連の移民制度に関わる制度

改革は、

英国国家に貢献する人は積

は帰国担保を強化し不法就労者の増

極的に受け入れ、他方、

低技能者に

いる。

れという概念に沿ったものとなって 大を防ぐという、選択的移民受け入

安定化に影を落とす。

2005年フランスで起きた移民

との方が困難である。しかし英国に や地下鉄で白人だけの車両を探すこ 数民族)は、はたして真に社会に統 おけるエスニックマイノリティ 合されているといえるのだろうか。 2003年の雇用調査によると、 (少 ようである。 命題に、今また英国は直面している う融合させるかという古くて新し い事実だろう。 異質な文化を持つ人々を社会にど

制度の実態と課題 における外

〜移民の選別と社会統合の強化へ〜

·移民政策の推移遷 (※注一)

実施していない(※注2)。しかし、歴 を目的とした移民の受け入れは原則 フランスは1974年以降、就労



フランス地方での移民による暴動 (2006年2月)

呼ばれた経済成長期には、安価な労 には労働許可の取得が義務づけられ 滞在資格の取得が、就労する外国人 国人労働者の斡旋と受入れ確保の任 を支えてきた。1945年には、外 らの多くは炭坑や自動車工場の労働 働力が必要とされ、スペインやポル 民を積極的に受入れてきた。特に第 低下し始め、第一次世界大戦以降 国である。19世紀後半から出生率が 務を担う移民局(OMI)が創設さ 者として働き、フランスの経済成長 ア)から大量の移民が集まった。彼 トガル、マグレブ(特にアルジェリ 二次世界大戦後の「栄光の30年」と 人口が著しく減少したフランスは移 フランスに居住する外国人には

史的に多くの移民を受け入れてきた

可され、フランスにおける移民の割 た。外国人労働者の家族の滞在も許 Yes

合は大幅に増加した。

鎖と就労を目的とする移民の受入れ デカタン大統領は、突然、国境の閉 大きく転換する。当時のジスカール 74年、それまでの移民奨励政策は しかし、オイルショック後の19

> 2007年「フランスでスト時に最 與四郎編著、日本リーダーズ協会、

低限の運行義務付け」 『月刊 労働組

合』2007年10月号

調査員 ●労働政策研究・研修機構国際研究部

町田 敦子

まちだ・あつこ

2003年10月より現職。

(現 労働政策研究・研修機構)入所 1997年4月 日本労働研究機構

フ・バランス支援策の動向」『ワー 状と課題」 『世界の労働 第5巻 第9 年3月号』、労働政策研究·研修機 フ・バランスの普及拡大に向けて ク・ライフ・バランスの実践 6年「欧米におけるワーク・ライ 号』(財)日本ILO協会、200 006年「フランスの移民政策の現 フォーラム№70』、中部産政研、2 ライフ・バランスの取り組み―ドイ 毎日新聞社「欧州におけるワーク・ 構「フランス雇用問題 若者の激し Business Labor Trend 2006 る―自由・平等・博愛の陰に 2005年「フランス暴動を分析す の現状と政策課題―ワーク・ライ ツとイギリスを中心に―」 『産政研 JILPT資料シリーズ8『少子化問題 ノミスト2006年4月18日号』、 い抗議には理由がある」『週間エコ (共著) 労働政策研究・研修機構、

況だけでなく、 いた (※注3)。 どもを呼び寄せることが一般的とな 化した移民が出身国から配偶者や子 その一方で、既に労働者としてフラ 争議の発生等―があるとされている。 者たちによるストライキなどの労働 ③自らの権利に目覚めた外国人労働 悪な環境の住宅や居住地域の形成 賃金で過酷な労働条件の職種が外国 会・経済・政治的問題として、①低 には、オイルショックによる経済不 家族の合流は認めていたため、定住 ンスに入国し居住している外国人の 人労働者の職場として固定化、②劣 移民数の増加傾向はその後も続 新たに生まれた社

民政策をすすめていった ランス社会への統合」を柱とした移 流入の抑制」と「正規滞在移民のフ れまでの「労働力導入」から「移民 るようになる。フランス政府は、そ かの「異質」な要素として認識され 要な「労働者」ではなく、社会のな するとともに、移民は国にとって必 不況下で移民労働力の需要が減少

背景とする雇用環境の改善や、 1997年後半以降の景気回復を テク

> 規制をさらに強化する法案が国会審 強調されることとなった。そして2 2006年の新しい移民法でさらに 済・社会発展への貢献度が高い外国 受入れは抑制するが、フランスの経 経済・社会状況の大きな変化のなか てEU拡大等、フランスを取り巻く NA鑑定の実施が盛り込まれ、 に関する規制を強化するもので、 議で可決した。移民の家族呼び寄せ 007年10月23日、移民受け入れの 的に受け入れるというものである。 人の高技能労働者については、 が加わる。それは、未熟練労働者の で、こうした移民政策に新たな視点 ノロジーの進化、少子高齢化、そし こうした移民政策の「二極化」は、 国内 積極 D

INTER PRESS SERVICE

新移民政策についてのIPS記事から

選別と社会統合の強化へ~ 新移民法の成立~移民の

停止を決定したのである。その背景

構成される。 規定の見直しや、偽装結婚への対策 策とは、国が必要とする移民を選別 の社会統合策の強化 の抑制、②移民選別の促進、③移民 立させた。新移民法は、①移民流入 強化などを盛り込んだ新移民法を成 月には移民の家族呼び寄せに関する 委員会の議長を務め、2006年6 ものである。内相時代には移民規制 フランス社会への統合促進を目指す して受け入れる方式への転換および サルコジ大統領が主張する移民政 -の三つの柱で

(1) 移民流入の抑制

大である一方で、非合法移民につい ている。同法は、「移民の寛大な受入 年11月の「移民の抑制、 示している。2006年の新移民法 ては厳しく取り締まるとの方針を明 質の高い移民の受入れについては寛 対する取締り強化」を主な目的とし、 れ」と「非合法の移民流入ルートに 称:サルコジ法)」によって規定され 在および国籍取得に関する法律 移民流入の抑制は、既に2003 外国人の滞 (通

では大きな議論を巻き起こしている。 た。 らに強化し、移民流入の抑制を図っ では、非合法移民の入国取締りをさ

せの権利については、これまでの 廃止した。また、移民の家族呼び寄 要とする。 の法律を遵守することの証明― 以上であること、②フランス共和国 もSMIC(法定最低賃金)(※注4) 諸手当を除く)勤労所得が少なくと ただし、申請には①(家族手当など 「1年の正規滞在後」から「18か月 る正規滞在許可証の自動交付制度を 滞在を証明できる不法滞在者に対す (1年半)の正規滞在後」に変更した。 滞在許可については、 10年以上の

改正した。これは、正規滞在許可証 との婚姻関係に基づく正規滞在許可 が狙いとされる。 の取得を目的とした偽装結婚の 証の申請については、これまでの 結婚後2年」から「結婚後3年」に さらに、フランス国籍を有する者

(2) 移民選別の促進

済・社会の需要に沿って労働力を選 規定している。これは、 化する一方で、「移民選別の促進」を 新移民法では移民流入の抑制を強 フランス経

れるという方針である。 に関するプロジェクトに参加できる 別し、経済、科学、文化および人道 ような外国人のみを積極的に受け入

スポーツ選手などを想定している。 ピュータプログラマーなど)、芸術家 者・科学者や情報処理技術者(コン 考えられる者で、具体的には研究 在許可証を新たに創設した。この 対象に3年間有効かつ更新可能な滞 フランスの地位向上に寄与する」と る外国人は、「フランス経済の発展や 「能力・才能」滞在許可証を取得でき 学生の場合には、出身国での専門 まず、能力と才能のある外国人を

就任初日シャルル・ドゴール空港を訪問したオル トフ移民大臣(2007年6月)



可能となった。

(3) 社会統合策の強化

d'integration) が義務化された。同 移民者とフランス共和国との間で交 として2003年7月に導入された 新規移民全員に、受入れ・統合契約 ともに新移民法の重要な柱とされる (CAI : Contrat d'accueil et が、移民の社会統合の促進である。 移民の流入規制、選別化の促進と 移民の社会統合促進を目的 新規に滞在許可を申請する

育の修士以上の資格を取得した外国 設置する。また、フランスで高等教

人学生については、

最大6カ月間の

めて行うサービス機関として、フラ や高等教育機関への事前登録をまと 学生の便宜を図るため、査証の交付 される。フランスを留学先に選んだ 在許可証の交付および更新が簡素化 的研究が有意義と認められれば、滞

ンス専門研究センター(CEF)を

を見つけた場合には滞在許可が取得 動および就労が可能となり、雇用先 仮滞在を許可する。この間に就職活

> 種支援を保障する。 活・教育等に関する情報の提供や各 わされる。移民者は、フランス語や し、それに対して国家は就職や生 市民教育講座に出席することを約束

件」を満たしていなければならない。 際の尊重、③フランス語に関する十 に関する誓約、②それら諸原則の実 従って、市民・語学教育を受けなく 分な知識――を三要件とする「統合条 ス共和国憲法の遵守と諸原則の尊重 在許可証を取得するには、①フラン てはならない。さらに、 な滞在を希望する移民は、同契約に 初めて滞在許可を取得し、 10年間の滞 永続的

強化法案 ♥サルコジ政権の移民規制

(1)家族呼び寄せの条件を一段

と厳格化

更に厳格化する法案を国会に提出す 近のブリス・オルトフ氏を大臣に指 du Codeloppement)を創設し、 名、6月には家族呼び寄せの条件を I'Intration, de I'ldentit nationale et アイデンティティ・共同開発省 たサルコジ氏は、移民・統合・国家 (Ministe de I'lmmigration, de 2007年5月に大統領に就任し 側

> 与党の賛成多数で国会を通過した。 18日から国会審議に入り、10月23日 の強化に動き出した。法案は、9 るなど、就任早々、改めて移民規制

する。 および研修はフランスではなく入国 長で2カ月の研修を受け、その修了 フランス語の語学力およびフランス 希望者の現在の居住国において実施 証書を提出する必要がある。テスト るテストを受けなくてはならない。 共和国の理念に関する知識を証明す 家族が入国・滞在を希望する場合、 ンスに在住している者の16歳以上の 合格ラインに達しなかった場合、最 今回の法案によると、すでにフラ

があることを証明しなければならな の規模にかかわらず)少なくともS くてはならない。収入条件について と家族手当等を受給せずに生活でき ICと同額からSMICの1・2倍 く収入が「家族の規模により、 はこれをさらに強化し、諸手当を除 い」とされている。 MIC(法定最低賃金)以上の収入 るだけの収入があることを証明しな 家族を呼び寄せるためには、 2006年の新移民法で「(家族 今回の改正案で S M

まで」と定められた。

族手当支給の減額ないし停止もあり めている。契約に反した場合は、家 フランス社会への同化、特にフラン する研修」を盛り込み、親に子供の に署名しなくてはならない。法案で る家族は全員が「受入・統合契約_ ス語の能力の向上について制約を求 家族呼び寄せ制度によって入国す 同契約に「親の権利と義務に関

の導入 (2) 家族呼び寄せにDNA鑑定

案だ。このDNA鑑定については、 にDNA鑑定を求める」という修正 び寄せの際に血縁関係を調べるため 与党・UMP党議員による「家族呼 特に国中に議論を巻き起こしたのは、 つかの修正を経て国会に提出された。 最終的に以下のような内容となった。 DNA鑑定は強制ではなく任意で 今回の移民規制強化法案は、いく

> 31日まで試験的に実施する。 る。DNA鑑定は、2009年12月 が必要で、母子関係のみに実施され および査証申請者の書面による同意 は政令により定める。裁判官の許可 備が目立つ国の者に限定し、対象国

われた。 には、およそ4都市で抗議運動が行 する」との判断を下している。国民 身元確認はフランスの法の精神に反 国家倫理諮問委員会は、10月4日、 団体から一斉に反対の声が上がった。 からも疑問の声があがり、10月20日 「外国人のみを対象とする遺伝学上の この修正案には、野党や人権保護

行される見通しである。 しかし違憲判決が出ない限り近く施 評議会に訴える方針を明らかにした。 強化法案が違憲であるとして、憲法 野党・社会党は、今回の移民規制

図るサルコジ大統領 ▼徹底した移民の選別化を

と常に主張してきた。 る権利は、当然フランス自身にある_ で、 ないが、誰がフランスに滞在すべき 開かれた国であり続けなければなら サルコジ大統領は、「移民に対して 誰が滞在すべきでないかを決め

関係を証明する行政上のシステム

(戸籍など)が存在しないか、その不

よる負担とされていた費用について の発給は難しい。当初申請者自身に 行われる。しかし、拒否すれば査証

国が負担する。対象者は、家族

経済的需要に応える移民は1万30 ので、次いで学生が4万9000人。 可証が発行されたが、そのうち9万 に18万5000人の外国人に滞在許 4500人が家族呼び寄せによるも

通達を出している。 う、7月9日にオルトフ移民大臣に この7%に過ぎない経済的需要に応 える移民を50%にまで引き上げるよ 化」を主張するサルコジ大統領は、 みを受け入れるという「移民の選別 経済・社会的発展に寄与する移民の

者たちによる暴動で明らかになった しかし、2005年秋の移民の若

み合っている。 別や失業、貧困、教育、 が抱える移民問題は、そ の数だけでなく、人種差 宗教問題などが複雑に絡

策」をどう成功に導くの か。国民の反発の声が高 別化と社会統合の促進 身の徹底した「移民の選

サルコジ大統領は、

政府の発表によれば、2005年

00人で、全体の7%に過ぎない。 国が必要とする移民、フランスの

国内でそのポストに適当な人材がみつける

雇用者が外国人を採用するには、フランス ※注2:移民の流入の完全な停止ではなく、

ことができなかったことを証明しなければ

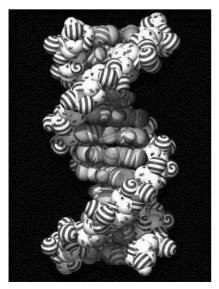
ように、現在のフランス

で生まれ、出生時に外国籍を持っていた人」 ※注1:フランスにおける移民とは「外国

まる中、その行方が注目される。

※注3:既に20世紀初めには、移民は人口 ならなくなったことを意味する。

識されておらず、人口調査の際、子どもの 8・4%となっている。ただし、国籍法の 2005年のINSEEの人口調査では :国立経済統計研究所)では約7・4%、 の3%近くを占め、1931年には約6・ ※注4:月額1280ユーロ (2007年)。 国籍を間違って申告するケースがある。 度重なる改正などにより国籍法が正しく認 6%、1999年の国勢調査(-NSEE



移民へのDNA鑑定を揶揄したポスター

制度の実態と課題 おける外国人労働者受

韓国・台湾の事例から

ことで加速されている。国によって 入れ国にその立場を転換しつつある の地域の幾つかの国が送出国から受 と「送り出し」の複雑な混在は、こ に原因がある。しかもその「受入れ と「送り出し」が混在していること ことなど、外国人労働者の「受入れ 時に送出国でもある国が少なくない 国があること、受入れ国であって同 の送出国とシンガポール等の受入れ は同一地域内にフィリピン、中国等 らに複雑な様相を呈している。それ の国際間移動という視点に立つとさ を持つアジア諸国であるが、労働者 社会を背景とした多様性という特徴 ではない。元来それぞれ固有の文化、 が、もちろんアジア諸国もその例外 化しているのは世界的な傾向である ノ・カネとともにヒトの移動が活発

> 見てみることにする。 動がどのように行われているのかを 事情は異なるが、80年代から90年代 の事例から、今アジアで労働者の移 の典型である。本稿では、この二つ る国が登場した。韓国、台湾等はそ 不足を背景に外国人労働者を受入れ 以降、急速な経済成長に伴う労働力

済のグローバル化に伴い、モ

韓 国

だろう。2003年に導入され、翌 働者に人気のある渡航先となってい ものの順調な成長を見せ、労働市場 枠組みである『雇用許可制』の導入 っても低熟練労働者の合法的受入れ る。韓国で注目されるのは、 からアジアの中でも有数の外国人労 は拡大、比較的労働条件も良いこと 済危機により一時的な減速を見せた 韓国経済は90年代終盤のアジア経 、何とい

> った。研修生・実習生制度について 対処するため新制度の導入に踏み切 低熟練労働分野の受け皿として運用 は、わが国の研修生・実習生制度と 動向が注目されている。 隣国韓国で導入されたこの新制度の はわが国でも議論の多いことから、 していたが、不法就労者の増加等に よく似た産業研修生制度を実質的な 04年8月より施行された。それまで

▼新制度導入までの経緯

たのは、 その間外国人労働者の受入れに対す 成長により国内の労働市場が拡大、 80年代後半以降である。戦後の経済 す立場だった。受入れ国へと転換し ドイツや中東などに労働力を送り出 出稼ぎに行く韓国人の数は減少した。 賃金水準も向上したことから海外に 1970年代の半ばまで、韓国は 経済が急激な成長を遂げた

天 瀬 ●労働政策研究・研修機構国際研究部 主任調査員 光二 あませ・みつじ

た。 流入が始まったのは80年代中盤。こ 生じ、少しずつではあるが労働力の 外国人が不法就労を行うようになる 門的・技術的分野に限定されており、 たものの外国人労働者の受入れは専 からの労働者であり、国内で韓国人 れらは中国、東南アジア、南アジア ったが、特段の政策は打たれなかっ などの問題が徐々に顕在化しつつあ 結果として観光ビザなどで入国した 低熟練分野の門戸は閉じられていた。 る潜在的なニーズは高まりつつあっ 労働市場に部分的な労働力不足が

める声が高まった。
おりのルオリンピック前後の経済成長が動力不足が顕在化し、低熟練分野期に入ると、いわゆる3K職種での期に入ると、いわゆる3K職種での期に入ると、いわゆる3K職種でのりない。

できなかった。このため少なくない

♦労働力不足を産業研修生

好調な経済成長を背景に、小規模

対象に中小企業も加えた「産業研修 ないままであった。このため政府は 設業における労働力不足は緩和され ったため、本来の小規模製造業や建 投資企業のみを対象としたものであ あった 。ただしこの制度は巨大海外 ポストに配属できるという仕組みで 研修させた後、再び投資先国の元の 用した労働者を、本社のある韓国で は海外投資企業が海外の子会社で雇 術研修生制度」を発足させた。これ 91年11月、「海外投資企業向け産業技 政府はこうした状況の緩和を目的に 製造業や建設業を中心に低熟練労働 生制度」を93年11月に立ち上げた。 力不足が顕在化するようになると

を免れることはできなかった。 と偽装して導入しているという非難 ぎないこの制度は、労働者を研修生 しかし、産業研修生制度の変形に過 て労働力不足に対応しようとした。 長する」という改正を加えるなどし 縮し、研修後の就労期間を2年に延 の2年間という研修期間を1年に短 を導入した。その後02年には「当初 する資格を与える「研修就業制度 対し、正式な「従業員」として就労 め政府は2000年4月、一つの企 招いた。こうした事態を打開するた ゆる不法就労者の増加という現象を 0 研修生が職場を逃亡し、未登録で他 業で継続して就労した産業研修生に 、職種の仕事に就くといった、いわ

◆雇用許可制度の導入

不法労働者はその後も増加を続け、 02年末には韓国に滞在する全外国人 労働者の80%を占めるまでになり、 労働者の80%を占めるまでになり、 治安上の懸念も増大し社会問題とし て看過できない域に達した。こうし た状況下、新たな制度の導入に迫ら た状況下、新たな制度の導入に迫ら た状況下、新たな制度の導入に迫ら た状況下、新たな制度の導入に迫ら た状況下、新たな制度の導入に追ら た状況下、新たな制度の導入に追ら

者としての法的保護を受けることがという身分のために韓国国内の労働題があった。産業研修生は「研修生

者」としてみなさないという点で問

しかしこの制度は、彼らを「労働

け入れる「雇用許可制度」の導入に 踏み切る。これは、従業員300人 未満の雇用主は国内で労働者を見つ 行られない場合、労働部から許可を 得た上で外国人労働者を雇用するこ とができるという本格的な低熟練労 とができるという本格的な低熟練労 との配慮から、当面の間「雇用許可 との配慮から、当面の間「雇用許可 との配慮から、当面の間「雇用許可 との配慮から、当面の間「雇用許可 との配慮から、当面の間「雇用許可 との配慮から、当面の間「雇用許可 との配慮から、当面の間「雇用許可 との配慮から、当面の間「雇用許可

◆在外同胞(韓国系外国人)

れておきたい。(韓国系外国人)への施策について触(韓国系外国人)への施策について触よる受入れ枠組みである在外同胞ここで韓国における特殊な事情に

> 施されている。 され「特例雇用許可制度」として実 は現在「雇用許可制度」の下に統合 担うようになった。韓国統計庁の資 国人を活用する」という方針が示さ については、中国等にいる韓国系外 国人労働者が不法就労していた。そ 強い飲食店等では実際には多くの外 のではなかった。特に人手不足感の 9人で最多である。 における韓国系中国人は4万633 料によると、05年の外国人登録者数 にサービス業における低熟練労働を て韓国系外国人の受け皿となり、 れた。これが「就業管理制度」とし 案」を発表、その中で「サービス業 政府は02年7月「外国人制度改善法 たとされる。こうした状況を踏まえ でも韓国系中国人=朝鮮族)であっ してこの多くが韓国系外国人(なか スセクターの人手不足に対応するも ており、同様に拡大してきたサービ なお、この制度 主

▼雇用許可制度の概要

「就業管理制度」を雇用許可制度の開述の通り2002年に開始されたできる。「特例雇用許可制度」は、上できる。「特例雇用許可制度」と在外同胞向けの般雇用許可制度」と在外同胞向けの

004年にフィリピン、タイ、 の締結によって決定されており、 し相手国は両国間の覚書 建設業③農畜産業④サービス業⑤漁 働分野における5産業 (①製造業2) 制がとられており、現在、低熟練労 受入れ上限を設定する数量割り当て 始に合わせて統合したものである。 両制度における受入れには年間の 一般雇用許可制度における送り出 での受入れを行なっている。ま スリランカ、ベトナム、イン $\overset{\textstyle \widehat{M}}{\overset{\textstyle O}{U}}$ モン

単位:人

総計

122,740

54,843

53,963

110

708

62

0

67,897

5,039

38,426

24,060

363

9

2006年

1~6月

55,172

20,017

19,724

26

246

21

35,155

5,039

17,840

11,904

363

9

9)で滞在期間は最長3年である。 応する在留資格は、 どを考慮し決定される。両制度に対 需給の状況、韓国人の代替可能性な は国内労働市場の状況や産業別労働 が行う。外国人を補完的に活用して び決定は、外国人労働者政策委員会 いくとの基本方針の下、受入れ規模 受入れ数や送出国などの審議およ 非専門就業(E-

受入れの状況 *雇用許可制度下における

06年6月末までに累計12万3千人が 04年の雇用許可制度の開始以降

> うち一般雇用許可制度によるものが 5万5千人、特例雇用許可によるも が6万8千人となっている。

同制度によって就労している。

この

別の受入れ数を見ると、一般雇用許

る受入れが、特例雇用許可制度にお 可制度では、 いては、建設業、サービス業が多数 製造業、 建設業におけ

1参照)。

を占めている(図表

▼今後の課題

雇用許可制は施行

てその一部は現在も 議論が存在し、そし されたわけではな 決してすんなり導入 紆余曲折があった。 用許可制の誕生には いるようである。し 人数は順調に伸びて 同制度による受入れ 後3年が経過した。 く、そこには多くの かし、既述の通り雇

が加わり、

06年現在8ヵ国からの受

入れが行われている。

《図表1》韓国における産業別受入れ状況

2004年

その後ウズベキスタン、パキスタン ドネシア、の6ヵ国と覚書をかわし、

であり、もう一つは じてしまっている点 ルスタンダードが生 差別につながるダブ 制度の中に外国人の に組み込んだため 胞を雇用許可制の中 論の一つは、在外同 燻り続けている。議

漁業

のかが今後注目されるところである。 韓国政府がどのように対応していく どのように彼らを受入れるのかとい とは想像に難くない。この時社会が 関する問題である。雇用許可制によ 滞在者)が多く存在し、この合法化に まだなお国内に未登録滞留者(不法 った、いわゆる社会統合上の課題に に従い、定住化する者も漸増するこ る受入れ外国人労働者数が増加する

台湾

は各種の経済指標(経済成長率、 ことになった。それ以降、 あった。こうした状況に対応するた 相当数確保することが必要不可欠で 基づく建設プロジェクトを実現させ まっていった。その一方で、当時台 わゆる3K職種を忌避する傾向も強 巻く環境が急速に変化してきた。ま 子高齢化の進展、 人労働者の本格的受入れを開始する るためには、いわゆる単純労働者を 湾政府が進めていた国家建設計画に たこれと連動して若年者を中心にい 教育水準の向上など労働市場を取り 台湾では、1980年代以降、 台湾では1989年10月、 国民所得の増加、 外国 少

2005年 区分 就業現況(総計) 7,095 60,473 小計 -般雇用許可制 3,167 31,659 製造業 3,124 31,115 建設業 84 0 農畜産業 43 419 サービス業 0 41 漁業 0 特例雇用許可制 小計 3,928 28,814 製造業 建設業 2.514 18.072 農畜産業 サービス業 10,742 1,414

年度別

出所:韓国労働部

各産業の雇用充足率等)に注

度は、 服務法及び就業服務法の付則 おいて二国間協定に基づく形で外国 れ総量を判断し、いくつかの分野に 人労働者を受け入れてきている。な ・基準)で規定されている。 現在の外国人労働者の受入れ制 1992年に公布された就業 (規

意を払いながら外国人労働者の受入

・受入れ制度の概要

また建設業の場合、

外国人労働者

業種によって異なる。 れ規制を設けている。こうした外国 限を設定する雇用上限率などの受入 おける外国人労働者の構成割合に上 場テストが行われるほか、各企業に 国内の雇用確保を前提とする労働市 労期間は最長3年で受入れの際には 労働者の受け入れを行っている。就 において二国間協定に基づく外国人 解消を目的に、一定の単純労働分野 人労働者を雇い入れる際のルールは 台湾では国内労働力不足の問題の

同じ案件で雇用する労働者数に15% 業での外国人労働者数は、 従来型産業 乗じた人数を超えてはいけない、 じ案件で雇用する労働者数に10%を での外国人労働者数は、雇用主が同 産業(ハイテク型)に属する製造業 例えば製造業の場合、 (一般型)に属する製造 ①非従来型 雇用主が (2)

はタイ人がトップ

外国人労働者数、

国別で

がある。 ③中央主管機関(行政院労工委員会) 同時に外国人労働者数は労働者数 造業では、 が公告した特定製造工程を備えた製 を乗じた人数を超えてはいけない 15%を超えてはいけない等のルール 人労働者2名の雇用の申請が可能 労働者数5名につき外国

を申請できる)。 た場合は、 住民や身体障害者1名を新規採用し 条件になっている(ただし国内の先 内労働者1名を新規採用することが 1名の雇用を申請する場合には、 外国人労働者2名の雇用 国

労働者の人数を越えてはならない)。 数は、介護関連の業務にあたる国内 できる(ただし外国人労働者の合計 割合で、 設の場合は収容者3名につき1名の 収容する長期介護施設や長期養護施 でき、中度以上の身体障害者などを 名の外国人労働者を雇用することが 合で外国人労働者を雇用することが 病院の場合は5病床につき1名の割 介護の場合被介護者1名につき1 他方介護労働については、 慢性病患者などを収容する 在宅で

> 働者は約33万人となっている。 を国籍別で見ると、タイが約9万7

これにフィリピンが約9万5千人 千人(全体の29・1%)で最も多く、 (同28・5%)で続き、以下、ベトナ

台湾国内に居留している外国人労

《図表2》台湾における外国人労働者の受入れ人数(業種別・国籍別)

×4- 1

							単位:人
	_	タイ	インド ネシア	フィリピン	ベトナム	マレーシア	モンゴル
合 計	333,593	97,030	62,098	94,992	79,395	11	67
	100.00%	29.09%	18.61%	28.48%	23.80%	0.00%	0.02%
製造業	168,060	83,338	6,456	59,081	19,146	10	29
	50.38%						
建設業	13,422	10,905	45	1,813	658	1	0
	4.02%						
介護労働者	146,602	2,742	53,672	32,004	58,146	0	38
	43.95%						
漁船の船員	3,238	7	1,352	844	1,035	0	0
	0.97%						
家事サービス労働者	2,271	38	573	1,250	410	0	0
	0.68%						

出所: 「外籍労工権益保護に関する報告書」(行政院労工委員会、2006年4月)

者の数はごくわずかとなっている その数は約14万人となっている。 おり、 別でみると、製造業が約16万8千人 は在宅介護に従事している者であり ーシアの順になっている。また業種 (図表2参照) (全体の50・4%)と過半数を占めて 漁船の船員や家事サービス労働 インドネシア、モンゴル、 介護労働者のうち、 これに介護が約14万7千人 (4・0%) で続いている。 0%)、建設業が約1万3千 圧倒的多数 マレ

や介護などのニーズが高まっている に伴う家庭におけるベビーシッター 年の間で大きく変化していることが められているが、その内容はここ数 受入れ総量に関しては一定範囲に納 加となっている なっているのに対して、介護サービ それほど大きな変化はない。 年から06年の4カ年で約1万人増と ように台湾における外国人労働者は スでは5万1000人増と大幅な増 は2万4000人減と大幅な減少と しては1万2000人減、 これを業種別にみると、 外国人労働者の総量に関しては02 この背景には高齢化の進展 (図表3参照)。この 製造業に関 建設業で しかし

> ことが挙げられる。一方建設業につ 傾向にある ジェクトが完了したこともあり縮小 ては、 政府認可による大規模プロ

る課題 外国人労働者政策が抱え

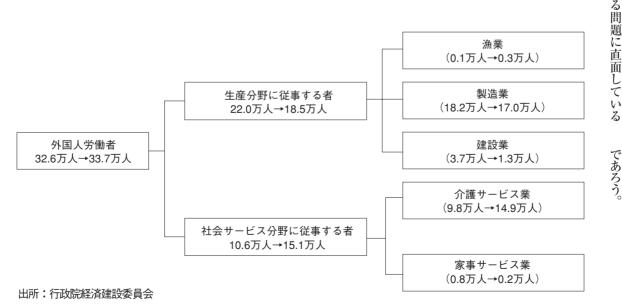
外国人労働者に対する依存度に大き 労働者から就業機会を奪うだけでな 労働者は急増した。このことは国内 妨げることにもなりかねない。 この間、 くなってきおり、 製造業務や建設業務に従事する外国 者を導入してきたが、 ように全体 遅れが生じてきている。その一方で、 よる重要公共工事においても工期の 働力の慢性的な不足のため、 とがわかる。例えば、この数年間で つかの潜在的な問題を抱えているこ の受入れ人数の推移を業種別に見る 工場の海外移転に歯止めがかからな って不利に働く。 人労働者は大幅に減少してきた。当 定範囲内に納める形で外国人労働 これまで台湾政府は受入れ総量を 台湾の外国人労働者政策はいく 国内の介護サービス業の発展も この状況は製造業や建設業にと 介護業務に従事する外国人 (受入れ総量)としては また建設業では労 一部の製造業では 外国人労働者 政府に

> と台湾の外国人労働者政策は内在的 な変化はなくても、その内実を見る

> > と言える。今後の台湾における外国 人労働者政策の方向性を注視すべき

に解決を要する問題に直面している

《図表3》台湾における外国人労働者の受入れ人数の推移 (2002年12月~2006年7月)



~JCと韓国金属労連との協議 (07年10月29日・東京)より へ労働者の実態と政策

場というところに外国人労働者が集 っているとの批判もあります。しか 問題になっており、 労働者、特に不法滞在者は社会的な きません。そういう意味で、外国人 に助けてもらっている部分も否定で いたり、一定部分においては、非常 実ですが、内国人が嫌がる仕事につ で、人種的差別を受けているのが現 途上国から来ているということだけ 中しています。外国人労働者が発展 危険、きついという日本では3K職 しかし、韓国では、特にきたない な批判を受けているのも現実です。 こういった不法滞在の問題で社会的 れるべき社会的弱者でもありますが、 悪な労働環境と人権侵害から保護さ あるということも先に申し上げてお 外国人労働者の立場からすると劣 社会的には保護すべき弱者でも 犯罪の温床にな

て述べたいと思います。 まず、外国人労働者の政策につい

一つは、国内労働市場の補完とい

との意見もあります。 導入する際の手続を透明にすべきだ にもなりかねないという、見地から 賃金問題も含めて、不法就労の温床 ろでさまざまな不正がありまして、 いけませんが、送り出しているとこ 受け入れるには、透明性がなければ 性ということです。外国人労働者を 国人労働者選定の導入・手続の透明 2番目の特徴は、送出非理防止、外 者で賄うというのが第一の特徴です。 内国人で補えない雇用を外国人労働 うことです。これはあくまでも内国 人の雇用を優先することが原則で、

住化を阻止するという動きがありま 立場に置かれています。その中で定 過ぎると、帰国しなければならない の定住は認めておらず、一定期間を に関する問題ですが、外国人労働者 3番目の特徴は、外国人の定住化

教による差別を行わないという法律 等待遇の原則です。 4番目の特徴は、内外国人間の均 国籍、 人種、宗

> という動きになっています。 人であれ、平等な待遇を受けさせる がありますが、内国人であれ、 外国

用をしていくということです。 しないレベルで、外国人労働者の雇 以上が外国人労働者をめぐる5つ

際の制度 外国人労働者を受入れる

カナダとかオーストラリアの場合が 門戸を開いている場合です。これは、 す。外国人労働者が主導になる制度 す。二つ目は、売手主導型の制度で 外国人労働者を中心に活用していま どがそうであり、低賃金、低熟練の 導入する場合です。これは、 度です。外国人労働者の需要者であ 度ですが、一つは、買手主導型の制 が中心となっている外国人労働者に 先端技術の専門技術者など高級人材 です。いわば永住を希望するITや る輸入国が主導して外国人労働者を 外国人労働者を受け入れる際の制 韓国な

の政策の特徴点です。 5番目は、産業構造の改革を阻害



●韓国金属労連 (FKMTU)組織本部長 イ・ジン・ウ

そうです。

◆韓国における外国人労働

となりました。しかし、98年から再 通貨危機によって一時的に減少傾向 以降急激に増加、以降1997年末 87年から増え始め、 に26万人を突破しましたが、IMF 韓国の外国人労働者の数は、 1990年代 19

高値を記録しています。 国人労働者数は42万5000人と最 び増加して、2006年末現在、外

人労働者の送出国別の現況▼雇用許可制度による外国

業)による就業者は8万9157人 の同胞が訪問同居査証または200 であり、特例雇用許可制(外国国籍 就業者は、7万3036人 (45%) 門就業査証で入国して就業)による 般雇用許可制度(一般外国人が非専 93人となっています。この内、一 7年以降訪問就業査証で入国して就 よって入国・就業した外国人労働者 (55%) となっています[°] 4年8月17日以降、 雇用許可制度が施行された200 2007年5月現在、 雇用許可制度に 16 万 2 1

度となっています。 程度、5番目がモンゴルで8千人稈 減るのですが、ベトナムで1万5千 す。2番目に多いのが、ずっと数は 国系中国人を送り出している中国で 2千人程度、4番目がタイで1万人 トツに数が多いのが9万人以上の韓 人程度、3番目がフィリピンで1万 人労働者を送出国別に見ると、 ダン 雇用許可制度により入国した外国

◆雇用許可制によって就業し

雇用許可制度によって就業した外

者が多数を占めています。06年から 2%が製造業であり、特例雇用許可 用許可制による就業者のうち、 製造業への就業も増加しています。 最近まで、特例雇用許可の無かった 製造業への就業も本格化しており 建設業は中国とモンゴルからの労働 とサービス業 制による就業者は建設業 (38・5%) に多く

不法就労者の状況

千人になっています。となり、 締り、事業主への啓蒙活動により引 制度の施行当時、 不法就労者は、 過去と比べると比較的現在は減って 人労働者全体の4%に減少していま き続き減少し、06年末現在、 いるのですが、04年8月の雇用許可 不法就労者の現状を見てみますと、 関係機関の合同取り 18万余りであった 18 万 7

ずとにかく妊娠させろとか、一番確 系労働者は韓国の永住権を取るため 番問題を起しています。パキスタン 西アジアのパキスタン系労働者が一 かなのは精神的に不自由な女性をタ しており、 などと、非常識な偽装結婚などを しかし、不法就労者の方も巧妙化 ゲットにするのが一番手つ取り早 韓国人女性を対象に年齢を問わ 外国人労働者の中では

国人労働者の業種別分布は、一般雇 46 5 % 97 度が施行から3年も経っていない状 すが、民主労総の場合は不法就労滞 にあります。政府のこれら不法就労 問題と言ってよい。このように不法 これは人権問題であると同時に社会 況の中で、雇用許可制度をもう一度 っています。一部では、 在者への取り締りを人権侵害だと言 者への対応は生ぬるいものがありま 就労滞在者に対する認識は悪い状況 組織的に奨励している疑いもあり、

◆外国人労働者の韓国人労 見直すべきだという主張もあります。

の水準を100とした時、 韓国ウオン=0・13円。約10万円)、 国人労働者の賃金は77万ウオン(1 を行う韓国人労働者の賃金と生産性 所で外国人労働者と同じような業務 の場合は、低くなっています。外国 較的単純労働と言われている製造業 では高い賃金をもらっています。比 に見ると、重労働である建設業など 000円)となっています。業種別 金は90万6000ウオン(約11万8 特例許可制による外国人労働者の賃 007年現在、一般許可制による外 の労働契約が締結された時点で、2 いてですが、雇用許可制による実際 人労働者の賃金水準は、 次に外国人労働者の賃金水準につ 同一の事業 外国人労

> すが、韓国人労働者と比べて、 労働者の労働時間は非常に長いので は86・7%となっています。外国人 働者の労働生産性は8%、賃金水準 ことがわかります。 水準や生産性水準はあまり差がな

◆雇用許可制度を導入した

雇用許可制

景についてですが、韓国の産業研修 げることができます。 を受けて、 生制度は、日本の技術研修生制度を のですが、導入の背景として5つ上 しました。さまざまな団体から要求 できずに、さまざまな問題を生み出 産業研修生制度も根をおろすことが モデルにしたものなのですが、この 次は、 雇用許可制度を導入した背 雇用許可制度に転換した

ちんと保護しなければならない まい、外国人労働者保護制度が不十 が生じたということです。 分であったということで、これをき 者を不正に活用することになってし 不足を補充するために、外国人労働 一つは、産業研修生制度が労働力

事業主が選ぶことができないという う形態だったのですが、実際に事業 ことがあり、必要とする外国人労働 主が必要としている外国人労働者を 抜した後に、事業主に提供するとい 二つには、民間団体が研修生を選

ができないことが問題でした。 者が活用しにくいということがあり、労働条件 で、集団レベルで労働条件を決定し て、集団レベルで労働条件を決定し を事業主と研修生が直接決めること を事業主と研修生が直接決めること

三つ目には、制度運営を業種別の 使用者団体が行っているため、統一 使用者団体が行っているため、統一 四つ目には、外国人労働者に対す 四つ目には、外国人労働者に対す

最後になりますが、五つ目には、外国人労働者受入れの中長期対策が別はられていないことがあげられませる必要があるとの提起です。その中長期対策の策定と出入国とがあげられまがなされていますが、五つ目には、

題がありました。

不法就労者が増加しているという問

L。 雇用許可制度が導入されたと言えま 雇用許可制度が導入されたと言えま

→産業研修生制度が雇用許

入れて、雇用許可制度を導入しましまました。政府は2004年に労働きました。政府は2004年に労働きました。政府は2004年に労働

た。 産業研修生制度が雇用許可制度に一 可制度が施行され、2007年には れました。2004年8月に雇用許 働者の雇用等に関する法律が制定さ ます。この制度化の過程を見ていき 基本権を保証するという制度と言え 働者として受入れ、労働者としての 雇用許可制度というのは、外国人労 団で一本化して行うことになりまし 働者の送出業務が産業労働力管理公 本化されました。 ますと、2003年7月に外国人労 働者をいわゆる研究者ではなく、労 統廃合がなされたわけですが、 以降、2007年から外国人労

> 義務づけられています。 強制的な割当システムとなっていま すが、雇用許可制度の方は、事業主 すが、雇用許可制度の方は、事業主 と外国人労働者とが、自主的に労働 と外国人労働者とが、自主的に労働 と外国人労働者とが、自主的に労働 についてですが、産業研修生制度で についてですが、産業研修生制度で は義務づけられていませんが、雇用 が可制度では現地労働者優先雇用が とが可制度では現地労働者優先雇用が についてですが、産業研修生制度で についてですが、産業研修生制度で についてですが、産業研修生制度で についてですが、産業研修生制度で についてですが、産業研修生制度で についてですが、産業研修生制度で についてですが、産業研修生制度で についてですが、産業研修生制度で についていませんが、雇用が は、事業主

◆雇用許可制度の主な内容

いて説明します。 次に雇用許可制度の主な内容につ

◎管掌機関

働部)が主管しています。管)と外国人労働者政策委員会(総理室所外国人労働者雇用委員会(総理室所

受入れ国間の取り決め◎外国人労働者の選定と送出国・

外国人労働者の選定については外国人労働者の送出国と受入れ国の両国人労働者の送出国と受入れ国の両国、了解覚書(MOU)を締結して、外国人求職者の選抜条件・方法・機関、相互間遵守事項等について取り決めを行います。

更新することにしています。短期就するために就業期間を3年に制限することにしていますが、1年ごとにのいますが、1年ごとにのいが国人労働者の雇用の管理につい

研修生制度の場合は、事業主・外国割当システムについてですが、産業っています。次に、外国人労働者のは国家あるいは公共機関の主導となます。しかし、雇用許可制度の中で

人労働者両方とも選択の余地のない

ています。 労であるので、家族同伴は禁止され

義務づけと事業所変更の禁止◎労働契約締結・各種保険加入の

外国人労働者の労働契約の締結に外国人労働者の労働契約の締結を養務づけています。各種保険の加入については、出国満期・保証保険(労働者)の保険を義務づけています。また、外国人労働者のけています。また、外国人労働者のけています。また、外国人労働者のはています。しかし、どうしてもやむをいます。しかし、どうしてもやむをいます。しかし、どうしてもやむをいます。しかし、どうしてもやむをいます。

◎権益の保護

外国人労働者は、現地韓国人労働者と同様に、国内法の定めるところ者と同様に、国内法の定めるところ度の適用を受けることができ、権益度の適用を受けることができ、権益度の適用を受けることができ、権益方の適用を受けることができ、権益の方の方があります。

◎適用の対象

(文責編集=IMF-JC組織総務局) 労働者は除いて、単純技術労働者だ 労働者は除いて、単純技術労働者だ けを対象にしているということです。 は、生産技能職外国人労働者のみを は、生産技能職外国人労働者のみを